

青森県東部海区漁場計画

I 漁業権に関する事項

1 公示番号 東共第1号

- (1) 漁場の位置 青森県三戸郡階上町地先
 (2) 漁場の区域 次の基点第1号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第1号 青森県と岩手県の境の廿一川尻に設置した標柱
 ア 基点第1号から磁針方位78度30分3,000メートルの点
 イ ウから真方位50度30分1,800メートルの点
 ウ エから真方位7度30分330メートルの点
 エ オから真方位81度30分400メートルの点
 オ 基点第2号から真方位63度30分300メートルの点
 基点第2号 青森県三戸郡と八戸市の境の北の川尻に設置した標柱

- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の名称	漁業時期
漁業権の種類			
第1種共同漁業	こんぶ漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	あわび漁業	
	あまのり漁業	いがい漁業	
	ふのり漁業	もすそがい漁業	
	ざんなんそう漁業	ほたてがい漁業	
	つまた漁業	なみがい漁業	
	てんぐさ漁業	たこ漁業	
	まつも漁業	なまこ漁業	
	ほっきがい漁業	うに漁業	
	さらがい漁業	ほや漁業	
	びのすがい漁業	えらこ漁業	

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 (5) 関係地区 青森県三戸郡階上町

2 公示番号 東共第2号

- (1) 漁場の位置 青森県三戸郡階上町地先
 (2) 漁場の区域 次の基点第1号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第1号 青森県と岩手県の境の廿一川尻に設置した標柱
 ア 基点第1号から磁針方位78度30分3,000メートルの点
 イ ウから真方位50度30分1,800メートルの点
 ウ エから真方位7度30分330メートルの点
 エ オから真方位81度30分400メートルの点

オ 基点第2号から真方位63度30分300メートルの点
基点第2号 青森県三戸郡と八戸市の境の北の川尻に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	〃
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	そい・たなご刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	〃
	かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	さめ・たら刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	〃
	そい・あいなめ籠漁業	〃
	はも(あなご)胴漁業	〃

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(5) 関係地区 青森県三戸郡階上町

(6) 条件 ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。

さけ・ます小型定置漁業 2ヶ統以内

さけ刺網漁業 150ヶ統以内

② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

3 公示番号 東共第3号

(1) 漁場の位置 青森県三戸郡と八戸市の境から同市大字鮫町字小舟渡平に至る地先

(2) 漁場の区域 次の基点第2号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第2号 青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻に設置した標柱

ア 基点第2号から真方位63度30分300メートルの点

イ 点アから真方位81度30分400メートルの点

ウ 点イから真方位7度30分330メートルの点

エ 点ウから真方位50度30分1,800メートルの点

オ 基点第3号から真方位54度30分1,500メートルの点

基点第3号 青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業時期
-------	------

漁業権の種類	漁業の名称		漁業時期
第1種共同漁業	こんぶ漁業	さらがい漁業	
	わかめ漁業	びのすがい漁業	
	あまのり漁業	あわび漁業	
	ふのり漁業	いがい漁業	
	あかぼ漁業 (あかはた)	もすそがい漁業	
	ざんなんそう漁業	たこ漁業	
	つまた漁業	なまこ漁業	
	てんぐさ漁業	うに漁業	
	まつも漁業	ほや漁業	
	ほっきがい漁業	えらこ漁業	

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(5) 関係地区 青森県八戸市大字鮫町字白浜・字深久保・字種差・字法師浜・字大久喜及び大字金浜

4 公示番号 東共第4号

(1) 漁場の位置 青森県三戸郡と八戸市の境から同市大字鮫町字小舟渡平に至る地先

(2) 漁場の区域 次の基点第2号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第2号 青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻に設置した標柱

ア 基点第2号から真方位63度30分300メートルの点

イ 点アから真方位81度30分400メートルの点

ウ 点イから真方位7度30分330メートルの点

エ 点ウから真方位50度30分1,800メートルの点

オ 基点第3号から真方位54度30分1,500メートルの点

基点第3号 青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種共同漁業	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ籠漁業	〃
	かに籠漁業	〃
	そい・あいなめ籠漁業	〃

	はも(あなご) 胴漁業	”
--	-------------	---

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 青森県八戸市大字鮫町字白浜・字深久保・字種差・字法師浜・字大久喜及び大字金浜
(6) 条件 ① 漁場の区域内に敷設するさけ刺網漁業の統数は、130ケ統以内に限る。
② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

5 公示番号 東共第5号

- (1) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字日蔭沢から字日の出町に至る地先
(2) 漁場の区域 次の基点第3号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし基点第4号、カ、オ、エ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びビスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びク、ケ、コ、サ、ソ、タ、チ、ツ、テ及びクの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第3号 青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱

ア 基点第3号から真方位54度30分1,500メートルの点

イ セ(青森県八戸市大字鮫町字下盲久保25番地恵比須浜岩礁に設置した標柱)から真方位53度30分2,000メートルの点

ウ セから真方位352度30分1,500メートルの点

エ セから真方位297度30分1,800メートルの点

オ カから真方位326度1,000メートルの点

カ 八戸港蕪島防波堤灯台から真方位267度30分920メートルの点

基点第4号 青森県八戸市3,000トン岸壁の北端(6号物揚場西角)

キ ウとエを結ぶ直線上、エから110メートルの点

ク エとキを結ぶ直線に対し、キから右側夾角65度30分565メートルの点

ケ キとクを結ぶ直線に対し、クから左側夾角161度30分100メートルの点

コ クとケを結ぶ直線に対し、ケから左側夾角174度30分68メートルの点

サ ケとコを結ぶ直線に対し、コから左側夾角169度85メートルの点

シ コとサを結ぶ直線に対し、サから左側夾角171度30分680メートルの点

ス サとシを結ぶ直線に対し、シから右側夾角151度85メートルの点

ソ サとシを結ぶ直線上、シから40メートルの点

タ サとシを結ぶ直線に対し、ソから左側夾角91度32分665メートルの点

チ ソとタを結ぶ直線に対し、タから左側夾角143度57分115メートルの点

ツ タとチを結ぶ直線に対し、チから左側夾角90度1,019メートルの点

テ キとクを結ぶ直線上クから164メートルの点

- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の名称	漁業時期
漁業権の種類			
第1種共	こんぶ漁業	さらがい漁業	1月1日から12月31日まで

同漁業	わかめ漁業	びのすがい漁業
	あまのり漁業	あさり漁業
	ふのり漁業	あわび漁業
	あかぎ漁業 (あかはた)	いがい漁業
	ぎんなんそう漁業	たこ漁業
	つのみた漁業	なまこ漁業
	てんぐさ漁業	うに漁業
	まつも漁業	ほや漁業
	ひじき漁業	えらこ漁業
	ちがいそ漁業	すじめ漁業
	ほっきがい漁業	

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 青森県八戸市大字鮫町字二子石、字冷水、字林通、字小長根、字福沢久保、字忍町、字二見町、字持越沢、字住吉町、字先祖ヶ久保、字上手代森、字ハン木沢、字ハンノ木沢、字蟻子、字下手代森、字西子沢、字大開、字継久保、字上鮫、字居合、字鮫、字日の出町、字上松苗場、字下松苗場、字下盲久保、字上盲久保、字小舟渡平、字古馬屋、字鉄砲平及び字山四郎蒔目

6 公示番号 東共第6号

- (1) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字日蔭沢から字日の出町に至る地先
(2) 漁場の区域 次の基点第3号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし基点第4号、カ、オ、エ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びビスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びク、ケ、コ、サ、ソ、タ、チ、ツ、テ及びクの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第3号 青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱

ア 基点第3号から真方位54度30分1,500メートルの点

イ セ(青森県八戸市大字鮫町字下盲久保25番地恵比須浜岩礁に設置した標柱)から真方位53度30分2,000メートルの点

ウ セから真方位352度30分1,500メートルの点

エ セから真方位297度30分1,800メートルの点

オ カから真方位326度1,000メートルの点

カ 八戸港蕪島防波堤灯台から真方位267度30分920メートルの点

基点第4号 青森県八戸市3,000トン岸壁の北端(6号物揚場西角)

キ ウとエを結ぶ直線上、エから110メートルの点

ク エとキを結ぶ直線に対し、キから右側夾角65度30分565メートルの点

ケ キとクを結ぶ直線に対し、クから左側夾角161度30分100メートルの点

コ クとケを結ぶ直線に対し、ケから左側夾角174度30分68メートルの点

- サ ケとコを結ぶ直線に対し、コから左側夾角 169 度 85 メートルの点
- シ コとサを結ぶ直線に対し、サから左側夾角 171 度 30 分 680 メートルの点
- ス サとシを結ぶ直線に対し、シから右側夾角 151 度 85 メートルの点
- ソ サとシを結ぶ直線上、シから 40 メートルの点
- タ サとシを結ぶ直線に対し、ソから左側夾角 91 度 32 分 665 メートルの点
- チ ソとタを結ぶ直線に対し、タから左側夾角 143 度 57 分 115 メートルの点
- ツ タとチを結ぶ直線に対し、チから左側夾角 90 度 1, 019 メートルの点
- テ キとクを結ぶ直線上クから 164 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	〃
	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	ます・すずき刺網漁業	3月1日から12月31日まで
	そい・たなご刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	〃
	かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ籠漁業	〃
	かに籠漁業	〃
	そい・あいなめ籠漁業	〃
	はも(あなご) 胴漁業	〃

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(5) 関係地区 青森県八戸市大字鮫町字二子石、字冷水、字林通、字小長根、字福沢久保、字忍町、字二見町、字持越沢、字住吉町、字先祖ヶ久保、字上手代森、字ハン木沢、字ハンノ木沢、字蟻子、字下手代森、字西子沢、字大開、字縫久保、字上鮫、字居合、字鮫、字日の出町、字上松苗場、字下松苗場、字下盲久保、字上盲久保、字小舟渡平、字古馬屋、字鉄砲平及び字山四郎蒔目

(6) 条 件 ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。

- さけ・ます小型定置漁業 1ケ統以内
- さけ刺網漁業 80ケ統以内

② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

7 公示番号 東共第7号

- (1) 漁場の位置 青森県八戸市大字白銀町、築港街、大字湊町、新湊及び大字河原木地先
- (2) 漁場の区域 次の基点第4号、ア、イ、ウ及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と基点第5号

からエに至る最大高潮時海岸線、エとオを結んだ直線ならびにオから基点第4号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし次の基点第4号、ア、イ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び基点第5号を順次に結んだ線と基点第5号からエに至る最大高潮時海岸線、エとオを結んだ直線ならびにオから基点第4号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

- 基点第4号 青森県八戸市3,000トン岸壁(以下「3,000トン岸壁」)の北端(6号物揚場西角)
- ア 八戸港蕪島防波堤灯台から真方位267度30分920メートルの点
- イ アから真方位326度1,000メートルの点
- ウ 基点第5号から真方位57度2,200メートルの点
- 基点第5号 青森県八戸市大字河原木と大字市川町との境に設置した標柱
- エ 青森県八戸市新井田川、川口防波堤基部
- オ 青森県八戸市新井田川右岸導流堤基部と同堤突端とを結ぶ直線上、同堤基部から63メートルの点
- カ イとウを結ぶ直線上イから1,920メートルの点
- キ イとカを結ぶ直線に対し、カから左側夾角91度30分425メートルの点
- ク コとケを結ぶ直線に対し、ケから左側夾角56度22メートルの点
- ケ コから青森県八戸市第二工業港北防波堤(以下「北防波堤」という)北側沿線上160メートルの点
- コ 北防波堤北側沿線第2屈折点
- サ 基点第5号とシを結んだ直線に対し、シから右側夾角81度30分1,330メートルの点
- シ 基点第5号から真方位57度620メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期	
漁業権の種類	漁業の名称		
第1種共同漁業	ほっきがい漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
	さらがい漁業	なまこ漁業	
	えぞばかがい漁業		

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(5) 関係地区 青森県八戸市

8 公示番号 東共第8号

- (1) 漁場の位置 青森県八戸市大字白銀町、築港街、大字湊町、新湊及び大字河原木地先
- (2) 漁場の区域 次の基点第4号、ア、イ、ウ及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と基点第5号からエに至る最大高潮時海岸線、エとオを結んだ直線ならびにオから基点第4号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし次の基点第4号、ア、イ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び基点第5号を順次に結んだ線と基点第5号からエに至る最大高潮時海岸線、エとオを結んだ直線ならびにオから基点第4号に至る最大高潮時

海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第4号 青森県八戸市3,000トン岸壁(以下「3,000トン岸壁」)の北端(6号物揚場西角)

ア 八戸港燕島防波堤灯台から真方位267度30分920メートルの点

イ アから真方位326度1,000メートルの点

ウ 基点第5号から真方位57度2,200メートルの点

基点第5号 青森県八戸市大字河原木と大字市川町との境に設置した標柱

エ 青森県八戸市新井田川、川口防波堤基部

オ 青森県八戸市新井田川右岸導流堤基部と同堤突端とを結ぶ直線上、同堤基部から63メートルの点

カ イとウを結ぶ直線上イから1,920メートルの点

キ イとカを結ぶ直線に対し、カから左側夾角91度30分425メートルの点

ク コとケを結ぶ直線に対し、ケから左側夾角56度22メートルの点

ケ コから青森県八戸市第二工業港北防波堤(以下「北防波堤」という)北側沿線上160メートルの点

コ 北防波堤北側沿線第2屈折点

サ 基点第5号とシを結んだ直線に対し、シから右側夾角81度30分1,330メートルの点

シ 基点第5号から真方位57度620メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かに刺網漁業	3月1日から12月31日まで
	しらうお・ちか刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ籠漁業	〃
	かに籠漁業	〃
	そい・あいなめ籠漁業	〃
	はも(あなご)胴漁業	〃

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(5) 関係地区 青森県八戸市

(6) 条件 ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。

さけ・ます小型定置漁業 5ヶ統以内

さけ刺網漁業 110ヶ統以内

② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

9 公示番号 東共第9号

(1) 漁場の位置 青森県八戸市大字市川町地先

(2) 漁場の区域 次の基点第5号、ア、イ及びビの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第5号、ウ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第5号 青森県八戸市大字河原木と大字市川町との境に設置した標柱

ア 基点第5号から真方位57度2,200メートルの点

イ チから真方位67度30分2,200メートルの点

ウ 基点第5号から真方位57度620メートルの点

エ 基点第5号とウとを結ぶ直線に対し、ウから左側夾角98度30分1,470メートルの点

オ ウとエとを結ぶ直線に対し、エから左側夾角113度580メートルの点

カ エとオとを結ぶ直線に対し、オから左側夾角160度115メートルの点

キ ウとエを結ぶ直線上、ウから706メートルの点

ク ウとエとを結ぶ直線に対し、キから右側夾角28度54分507メートルの点

ケ キとクとを結ぶ直線に対し、クから右側夾角90度27メートルの点

コ クとケとを結ぶ直線に対し、ケから左側夾角90度93メートルの点

サ ケとコとを結ぶ直線に対し、コから左側夾角90度98メートルの点

シ コとサとを結ぶ直線に対し、サから左側夾角90度69メートルの点

ス サとシとを結ぶ直線に対し、シから左側夾角90度2メートルの点

セ シとスとを結ぶ直線に対し、スから右側夾角90度621メートルの点

ソ スとセとを結ぶ直線に対し、セから右側夾角171度52分47メートルの点

タ ウとエを結ぶ直線上、ウから909メートルの点

チ 基点第6号から真方位67度30分192メートルの点

基点第6号 青森県上北郡はいらせ町東下川原にある百石漁港3級基準点(R3A.3)から真方位204度32分212メートルの点に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期	
漁業権の種類	漁業の名称		
第1種共同漁業	こんぶ漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	えぞばかかれい漁業	
	ほっきがい漁業	たこ漁業	
	さらがい漁業	えらこ漁業	

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(5) 関係地区 青森県八戸市大字市川町

10 公示番号 東共第10号

- (1) 漁場の位置 青森県八戸市大字市川町地先
 (2) 漁場の区域 次の基点第5号、ア、イ及びチの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第5号、ウ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

- 基点第5号 青森県八戸市大字河原木と大字市川町との境に設置した標柱
 ア 基点第5号から真方位57度2,200メートルの点
 イ チから真方位67度30分2,200メートルの点
 ウ 基点第5号から真方位57度620メートルの点
 エ 基点第5号とウとを結ぶ直線に対し、ウから左側夾角98度30分1,470メートルの点
 オ ウとエとを結ぶ直線に対し、エから左側夾角113度580メートルの点
 カ エとオとを結ぶ直線に対し、オから左側夾角160度115メートルの点
 キ ウとエを結ぶ直線上、ウから706メートルの点
 ク ウとエとを結ぶ直線に対し、キから右側夾角28度54分507メートルの点
 ケ キとクとを結ぶ直線に対し、クから右側夾角90度27メートルの点
 コ クとケとを結ぶ直線に対し、ケから左側夾角90度93メートルの点
 サ ケとコとを結ぶ直線に対し、コから左側夾角90度98メートルの点
 シ コとサとを結ぶ直線に対し、サから左側夾角90度69メートルの点
 ス サとシとを結ぶ直線に対し、シから左側夾角90度2メートルの点
 セ シとスとを結ぶ直線に対し、スから右側夾角90度621メートルの点
 ソ スとセとを結ぶ直線に対し、セから右側夾角171度52分47メートルの点
 タ ウとエを結ぶ直線上、ウから909メートルの点
 チ 基点第6号から真方位67度30分192メートルの点

基点第6号 青森県上北郡おいらせ町東下川原にある百石漁港3級基準点(R3A.3)から真方位204度32分212メートルの点に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	〃
	かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	しらうお刺網漁業	12月1日から翌年5月31日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	〃
	そい・あいなめ籠漁業	〃
はも(あなご)胴漁業	〃	

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 (5) 関係地区 青森県八戸市大字市川町
 (6) 条件 ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業の統数は、3ヶ統以内に限る。
 ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

11 公示番号 東共第11号

- (1) 漁場の位置 青森県上北郡おいらせ町地先
 (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第6号 青森県上北郡おいらせ町東下川原にある百石漁港3級基準点(R3A.3)から真方位204度32分212メートルの点に設置した標柱
 ア 基点第6号から真方位67度30分192メートルの点
 イ アから真方位67度30分2,200メートルの点
 ウ 基点第7号から真方位67度30分2,200メートルの点
 基点第7号 青森県上北郡おいらせ町と三沢市との境に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類			漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称		
第1種共同漁業	こんぶ漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	うに漁業	
	ほっきがい漁業	なまこ漁業	
	さらがい漁業	ほや漁業	
	あわび漁業	えらこ漁業	
	ほたてがい漁業	かき漁業	
	えぞばかがい漁業		

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 (5) 関係地区 青森県上北郡おいらせ町(平成18年2月28日における旧上北郡百石町の区域に限る。)

12 公示番号 東共第12号

- (1) 漁場の位置 青森県上北郡おいらせ町地先
 (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第6号 青森県上北郡おいらせ町東下川原にある百石漁港3級基準点(R3A.3)から真方位204度32分212メートルの点に設置した標柱
 ア 基点第6号から真方位67度30分192メートルの点
 イ アから真方位67度30分2,200メートルの点
 ウ 基点第7号から真方位67度30分2,200メートルの点
 基点第7号 青森県上北郡おいらせ町と三沢市との境に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	しらうお刺網漁業	12月1日から翌年8月31日まで
	かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	〃
	そい・あいなめ籠漁業	〃
	はも(あなご) 胴漁業	〃

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 (5) 関係地区 青森県上北郡おいらせ町(平成18年2月28日における旧上北郡百石町の区域に限る。)
 (6) 条件 ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業の統数は、2ヶ統以内に限る。
 ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

13 公示番号 東共第13号

- (1) 漁場の位置 青森県三沢市地先
 (2) 漁場の区域 次の基点第7号、ア、イ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第7号 青森県上北郡おいらせ町と三沢市との境に設置した標柱
 ア 基点第7号から真方位67度30分2,200メートルの点
 イ 基点第8号から真方位82度30分2,000メートルの点
 基点第8号 青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱から真方位354度30分364メートルの点から真方位82度30分の直線上の高瀬川右岸洲先に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種共同漁業	こんぶ漁業	こたまがいの漁業
	わかめ漁業	ほたてがいの漁業
	まつも漁業	えぞばかがいの漁業
	ほっきがいの漁業	たこ漁業
	さらがいの漁業	うに漁業
	あわび漁業	えらこ漁業

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 (5) 関係地区 青森県三沢市、上北郡おいらせ町二川目

14 公示番号 東共第14号

- (1) 漁場の位置 青森県三沢市地先
 (2) 漁場の区域 次の基点第7号、ア、イ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第7号 青森県上北郡おいらせ町と三沢市との境に設置した標柱
 ア 基点第7号から真方位67度30分2,200メートルの点
 イ 基点第8号から真方位82度30分2,000メートルの点
 基点第8号 青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱から真方位354度30分364メートルの点から真方位82度30分の直線上の高瀬川右岸洲先に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	いわし刺網漁業	5月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	しらうお刺網漁業	12月1日から翌年6月30日まで
	かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	ぼら刺網漁業	1月1日から6月30日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	〃
	そい・あいなめ籠漁業	〃
はも(あなご) 胴漁業	〃	

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 (5) 関係地区 青森県三沢市、上北郡おいらせ町二川目
 (6) 条件 ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業の統数は、4ヶ統以内に限る。
 ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

15 公示番号 東共第15号

- (1) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内及び大字平沼地先
 (2) 漁場の区域 次の基点第8号、ア、オ及びカの各点を順次に結んだ直線、コを中心とする半径1,000メートルの円弧のうちカからキに至る線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第8号 青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱から真方位354度30分364メートルの点から真方位82度30分の直線上の高瀬川右岸洲先に設置した標柱
 ア 基点第8号から真方位82度30分2,000メートルの点
 オ アとイ(基点第9号(青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱)から真方位80度30分2,000メートルの点)とを結ぶ直線とク(ケ

(青森県上北郡六ヶ所村大字出戸、標高 12 メートルの棚ノ沢三角点から真方位 109 度 5,850 メートルの点) から真方位 177 度 9,980 メートルの点) から真方位 238 度 に引いた直線との交点

カ オから真方位 238 度の直線とコ (青森県上北郡六ヶ所村大字平沼標高 10.7 メートルの旧平沼三角点) を中心とする半径 1,000 メートルの円弧との交点

キ コを中心とする半径 1,000 メートルの円弧と最大高潮時海岸線との北側交点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類			漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称		
第1種共同漁業	こんぶ漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	なまこ漁業	
	ほっきがい漁業	うに漁業	
	あわび漁業	ほや漁業	

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(5) 関係地区 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内、大字平沼、大字鷹架、大字尾駸及び大字出戸

16 公示番号 東共第16号

(1) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内及び大字平沼地先

(2) 漁場の区域 次の基点第8号、ア、オ及びカの各点を順次に結んだ直線、コを中心とする半径1,000メートルの円弧のうちカからキに至る線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第8号 青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱から真方位354度30分364メートルの点から真方位82度30分の直線上の高瀬川右岸洲先に設置した標柱

ア 基点第8号から真方位82度30分2,000メートルの点

オ アとイ (基点第9号 (青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱) から真方位80度30分2,000メートルの点) とを結ぶ直線とク (青森県上北郡六ヶ所村大字出戸、標高12メートルの棚ノ沢三角点から真方位109度5,850メートルの点) から真方位177度9,980メートルの点) から真方位238度 に引いた直線との交点

カ オから真方位238度の直線とコ (青森県上北郡六ヶ所村大字平沼標高10.7メートルの旧平沼三角点) を中心とする半径1,000メートルの円弧との交点

キ コを中心とする半径1,000メートルの円弧と最大高潮時海岸線との北側交点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類			漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称		
第2種共同漁業	さけ・ます小型定置漁業		1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業		

	いわし刺網漁業	5月1日から12月31日まで
	かわい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	〃
	そい・あいなめ籠漁業	〃
	はも (あなご) 胴漁業	〃

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(5) 関係地区 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内、大字平沼、大字鷹架、大字尾駸及び大字出戸

(6) 条件 ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業の統数は、2ヶ統以内に限る。
② かわい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

17 公示番号 東共第17号

(1) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸地先

(2) 漁場の区域 次の基点第9号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第9号 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱

ア 基点第9号から真方位80度30分3,700メートルの点

イ エ (青森県上北郡六ヶ所村大字出戸、標高12メートルの棚ノ沢三角点から真方位109度5,850メートルの点) から真方位270度1,600メートルの点

ウ エから真方位270度に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類			漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称		
第1種共同漁業	こんぶ漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	なまこ漁業	
	ほっきがい漁業	うに漁業	
	あわび漁業	ほや漁業	

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(5) 関係地区 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸、倉内、鷹架及び大字出戸

18 公示番号 東共第18号

(1) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸地先

(2) 漁場の区域 次の基点第9号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第9号 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱

ア 基点第9号から真方位80度30分3,700メートルの点

イ エ (青森県上北郡六ヶ所村大字出戸、標高12メートルの棚ノ沢三角点から真方位

109度5,850メートルの点) から真方位270度1,600メートルの点
ウ エから真方位270度に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	〃
	いわし刺網漁業	5月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	〃
	そい・あいなめ籠漁業	〃
はも(あなご)胴漁業	〃	

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈、倉内、鷹架及び大字出戸
(6) 条件 ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業の統数は、4ヶ統以内に限る。
② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

19 公示番号 東共第19号

- (1) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字泊地先
(2) 漁場の区域 次の基点第9号、ア、イ、ウ及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点第9号 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱
ア 基点第9号から真方位80度30分3,700メートルの点
イ 青森県上北郡六ヶ所村、中山崎に設置した標柱から真方位94度30分3,700メートルの点
ウ 基点第10号から真方位70度30分3,700メートルの点
基点第10号 青森県上北郡と下北郡との境の物見崎に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類			漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称		
第1種共同漁業	こんぶ漁業	ほっきがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	あわび漁業	
	あまのり漁業	いがい漁業	
	ふのり漁業	くぼがい漁業	
	つのもた漁業	かき漁業	

	てんぐさ漁業	たこ漁業	
	まつも漁業	なまこ漁業	
	ひじき漁業	うに漁業	
	ちがいそ漁業	ほや漁業	
	かたのり漁業	えらこ漁業	

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 青森県上北郡六ヶ所村大字泊

20 公示番号 東共第20号

- (1) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字泊地先
(2) 漁場の区域 次の基点第9号、ア、イ、ウ及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点第9号 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱
ア 基点第9号から真方位80度30分3,700メートルの点
イ 青森県上北郡六ヶ所村、中山崎に設置した標柱から真方位94度30分3,700メートルの点
ウ 基点第10号から真方位70度30分3,700メートルの点
基点第10号 青森県上北郡と下北郡との境の物見崎に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	〃
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	いわし刺網漁業	5月1日から12月31日まで
	そい・たなご刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	〃
	かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	さめ・たら・あんこう刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ籠漁業	〃
	かに籠漁業	〃

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 青森県上北郡六ヶ所村大字泊
(6) 条件 ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。
さけ・ます小型定置漁業 4ヶ統以内

さけ刺網漁業 250 ケ統以内

② かせい・ひらめ刺網漁業の目合は、3 寸 5 分以上とする。

21 公示番号 東共第 21 号

- (1) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字白糠及び大字小田野沢地先
 (2) 漁場の区域 次の基点第 10 号、ア、イ及び基点第 11 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第 10 号 青森県上北郡と下北郡との境の物見崎に設置した標柱
 ア 基点第 10 号から真方位 70 度 30 分 3,700 メートルの点
 イ 基点第 11 号から真方位 92 度 30 分 3,800 メートルの点
 基点第 11 号 青森県下北郡東通村大字小田野沢と大字猿ヶ森との境に設置した標柱
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類			漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称		
第 1 種共同漁業	こんぶ漁業	ちがいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	わかめ漁業	あわび漁業	
	あまのり漁業	いがい漁業	
	ふのり漁業	くぼがい漁業	
	ぎんなんそう漁業	たこ漁業	
	つまた漁業	なまこ漁業	
	てんぐさ漁業	うに漁業	
	まつも漁業	ほや漁業	
ひじき漁業	えらこ漁業		

- (4) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで
 (5) 関係地区 青森県下北郡東通村大字白糠及び大字小田野沢

22 公示番号 東共第 22 号

- (1) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字白糠及び大字小田野沢地先
 (2) 漁場の区域 次の基点第 10 号、ア、イ及び基点第 11 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第 10 号 青森県上北郡と下北郡との境の物見崎に設置した標柱
 ア 基点第 10 号から真方位 70 度 30 分 3,700 メートルの点
 イ 基点第 11 号から真方位 92 度 30 分 3,800 メートルの点
 基点第 11 号 青森県下北郡東通村大字小田野沢と大字猿ヶ森との境に設置した標柱
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類			漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称		

第 2 種共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	〃
	かせい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	さけ刺網漁業	9 月 1 日から翌年 1 月 31 日まで
	そい・たなご刺網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	かせい・ひらめ刺網漁業	〃
	かに刺網漁業	4 月 1 日から 12 月 31 日まで
	さめ・たら・あんこう刺網漁業	11 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで
	たこ籠漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	あいなめ籠漁業	〃
かに籠漁業	6 月 1 日から 10 月 31 日まで	

- (4) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで
 (5) 関係地区 青森県下北郡東通村大字白糠及び大字小田野沢
 (6) 条 件 ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。
 さけ・ます小型定置漁業 16 ケ統以内
 さけ刺網漁業 140 ケ統以内
 ② かせい・ひらめ刺網漁業の目合は、3 寸 5 分以上とする。

23 公示番号 東共第 23 号

- (1) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字猿ヶ森及び大字尻労地先
 (2) 漁場の区域 次の基点第 12 号、ア、イ、ウ、エ及び基点第 13 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第 12 号 青森県下北郡東通村大字尻労字高倉 38 番地に設置した標柱
 ア 基点第 12 号から真方位 104 度 30 分 500 メートルの点
 イ 青森県下北郡東通村大字小田野沢と大字猿ヶ森との境に設置した標柱 (基点第 11 号) から真方位 92 度 30 分 500 メートルの点
 ウ イから真方位 92 度 30 分 3,300 メートルの点
 エ 基点第 13 号から真方位 122 度 30 分 3,700 メートルの点
 基点第 13 号 青森県下北郡東通村大字尻屋、かまの崎に設置した標柱
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類			漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称		
第 1 種共同漁業	こんぶ漁業	ひじき漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	わかめ漁業	ちがいそ漁業	
	あまのり漁業	あわび漁業	
	ふのり漁業	くぼがい漁業	
	あかぎ漁業	たこ漁業	

	ぎんなんそう漁業	なまこ漁業
	てんぐさ漁業	うに漁業
	まつも漁業	ほや漁業

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 青森県下北郡東通村大字猿ヶ森及び大字尻労

24 公示番号 東共第24号

- (1) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字猿ヶ森及び大字尻労地先
(2) 漁場の区域 次の基点第12号、ア、イ、ウ、エ及び基点第13号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第12号 青森県下北郡東通村大字尻労字高倉38番地に設置した標柱
ア 基点第12号から真方位104度30分500メートルの点
イ 青森県下北郡東通村大字小田野沢と大字猿ヶ森との境に設置した標柱(基点第11号)から真方位92度30分500メートルの点
ウ イから真方位92度30分3,300メートルの点
エ 基点第13号から真方位122度30分3,700メートルの点
基点第13号 青森県下北郡東通村大字尻屋、かまの崎に設置した標柱

- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	〃
	かおい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	かおい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	さめ・たら刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ籠漁業	〃
	かに籠漁業	4月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 青森県下北郡東通村大字猿ヶ森及び大字尻労
(6) 条件 ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。
さけ・ます小型定置漁業 5ケ統以内
さけ刺網漁業 130ケ統以内
② かおい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

25 公示番号 東共第25号

- (1) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字尻屋地先
(2) 漁場の区域 次の基点第13号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第14号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次のカ、キ、ク、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト及びトからスに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ニ、ヌ、ネ、ノ及びニの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、ハ、ヒ、フ、ヘ及びハの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第13号 青森県下北郡東通村大字尻屋、かまの崎に設置した標柱
ア 基点第13号から真方位122度30分3,700メートルの点
イ 青森県下北郡東通村大字尻屋、尻屋崎に設置した標柱から真方位82度30分4,000メートルの点
ウ 同標柱から真方位55度30分4,000メートルの点
エ 同標柱から真方位345度30分4,000メートルの点
オ 基点第14号から真方位311度30分3,700メートルの点
基点第14号 青森県下北郡東通村大字尻屋と大字岩屋との境の赤坂川尻に設置した標柱
カ シ(青森県下北郡東通村大字尻屋字八峠2の5に建設した岸壁と内防波堤が交わる点)から同岸壁上15メートルの点
キ カから真方位75度30分50メートルの点
ク カとキとを結ぶ直線に対しキから右側夾角147度70メートルの点
ケ キとクとを結ぶ直線に対しクから右側夾角110度45メートルの点
コ クとケとを結ぶ直線に対しケから右側夾角150度86メートルの点
サ シから同岸壁上144メートルの点
ス ナ(尻屋港尻屋防波堤灯台中心点)から真方位156度50分334.5メートルの点
セ スから真方位321度10分163メートルの点
ソ セから真方位238度30分185.5メートルの点
タ ソから真方位162度50分170.6メートルの点
チ タから真方位80度30分117.5メートルの点
ツ チから真方位141度30分20メートルの点
テ ツから真方位231度30分2.8メートルの点
ト テから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点
ニ ナから真方位322度10分27メートルの点
ヌ ニから真方位246度416メートルの点
ネ ヌから真方位156度45メートルの点
ノ ネから真方位66度416メートルの点
ハ ナから真方位223度429メートルの点
ヒ ハから真方位246度47メートルの点
フ ヒから真方位156度260メートルの点
ヘ フから真方位66度47メートルの点

- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期	
漁業権の種類	漁業の名称		
第1種共同漁業	こんぶ漁業	もずく漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	あさり漁業	
	あまのり漁業	あわび漁業	
	ふのり漁業	いがい漁業	
	あかぎ漁業	くぼがい漁業	
	ぎんなんそう漁業	えぞぼらい漁業	
	つまた漁業	たこ漁業	
	てんぐさ漁業	なまこ漁業	
	まつも漁業	うに漁業	
	ひじき漁業	ほや漁業	
	ちがいそ漁業	えらこ漁業	

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 青森県下北郡東通村大字尻屋

26 公示番号 東共第26号

- (1) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字尻屋地先
(2) 漁場の区域 次の基点第13号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第14号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次のカ、キ、ク、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト及びトからスに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ニ、ヌ、ネ、ノ及びニの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、ハ、ヒ、フ、ヘ及びハの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第13号 青森県下北郡東通村大字尻屋、かまの崎に設置した標柱

- ア 基点第13号から真方位122度30分3,700メートルの点
イ 青森県下北郡東通村大字尻屋、尻屋崎に設置した標柱から真方位82度30分4,000メートルの点
ウ 同標柱から真方位55度30分4,000メートルの点
エ 同標柱から真方位345度30分4,000メートルの点
オ 基点第14号から真方位311度30分3,700メートルの点

基点第14号 青森県下北郡東通村大字尻屋と大字岩屋との境の赤坂川尻に設置した標柱

- カ シ（青森県下北郡東通村大字尻屋字八峠2の5に建設した岸壁と内防波堤が交わる点）から同岸壁上15メートルの点
キ カから真方位75度30分50メートルの点
ク カとキとを結ぶ直線に対しキから右側夾角147度70メートルの点
ケ キとクとを結ぶ直線に対しクから右側夾角110度45メートルの点
コ クとケとを結ぶ直線に対しケから右側夾角150度86メートルの点

- サ シから同岸壁上144メートルの点
ス ナ（尻屋港尻屋防波堤灯台中心点）から真方位156度50分334.5メートルの点
セ スから真方位321度10分163メートルの点
ソ セから真方位238度30分185.5メートルの点
タ ソから真方位162度50分170.6メートルの点
チ タから真方位80度30分117.5メートルの点
ツ チから真方位141度30分20メートルの点
テ ツから真方位231度30分2.8メートルの点
ト テから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点
ニ ナから真方位322度10分27メートルの点
ヌ ニから真方位246度416メートルの点
ネ スから真方位156度45メートルの点
ノ ネから真方位66度416メートルの点
ハ ナから真方位223度429メートルの点
ヒ ハから真方位246度47メートルの点
フ ヒから真方位156度260メートルの点
ヘ フから真方位66度47メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	〃
	かおい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	そい・たなご刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かおい・ひらめ刺網漁業	〃
	さめ・たら刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ籠漁業	〃

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 青森県下北郡東通村大字尻屋
(6) 条件 ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。
さけ・ます小型定置漁業 4ヶ統以内
さけ刺網漁業 72ヶ統以内
② かおい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

27 公示番号 東共第27号

- (1) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字岩屋地先
 (2) 漁場の区域 次の基点第14号、ア、イ及び基点第15号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第14号 青森県下北郡東通村大字尻屋と大字岩屋との境の赤坂川尻に設置した標柱
 ア 基点第14号から真方位311度30分3,700メートルの点
 イ 基点第15号から真方位328度3,700メートルの点
 基点第15号 青森県下北郡東通村大字岩屋と大字野牛との境の袋部川尻に設置した標柱
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類			漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称		
第1種共同漁業	こんぶ漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	いがい漁業	
	あまのり漁業	くぼがい漁業	
	ふのり漁業	かき漁業	
	ぎんなんそう漁業	ほたてがい漁業	
	つまた漁業	えぞぼらい漁業	
	てんぐさ漁業	たこ漁業	
	まつも漁業	なまこ漁業	
	ひじき漁業	うに漁業	
	ちがいそ漁業	ほや漁業	
	もずく漁業	えらこ漁業	
	あさり漁業		

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 (5) 関係地区 青森県下北郡東通村大字岩屋

28 公示番号 東共第28号

- (1) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字岩屋地先
 (2) 漁場の区域 次の基点第14号、ア、イ及び基点第15号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第14号 青森県下北郡東通村大字尻屋と大字岩屋との境の赤坂川尻に設置した標柱
 ア 基点第14号から真方位311度30分3,700メートルの点
 イ 基点第15号から真方位328度3,700メートルの点
 基点第15号 青森県下北郡東通村大字岩屋と大字野牛との境の袋部川尻に設置した標柱
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類			漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称		

第2種共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かおい・ひらめ小型定置漁業	〃
	かおい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	そい・たなご刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かおい・ひらめ刺網漁業	〃
	さめ・たら刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	えぞぼらい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ籠漁業	〃
	かに籠漁業	〃
	あいなめ籠漁業	〃

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 (5) 関係地区 青森県下北郡東通村大字岩屋
 (6) 条件 ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。
 さけ・ます小型定置漁業 4ヶ統以内
 さけ刺網漁業 90ヶ統以内
 ② かおい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

29 公示番号 東共第29号

- (1) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字野牛地先
 (2) 漁場の区域 次の基点第15号、ア、イ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第15号 青森県下北郡東通村大字岩屋と大字野牛との境の袋部川尻に設置した標柱
 ア 基点第15号から真方位328度3,700メートルの点
 イ 基点第16号から真方位356度30分3,700メートルの点
 基点第16号 青森県下北郡東通村大字野牛と大字蒲野沢との境の稲崎川尻に設置した標柱
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類			漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称		
第1種共同漁業	こんぶ漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	なまこ漁業	
	あわび漁業	うに漁業	
	もすそがい漁業	ほや漁業	
	ほたてがい漁業	かき漁業	
	えぞぼらい漁業		

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 (5) 関係地区 青森県下北郡東通村大字野牛

30 公示番号 東共第30号

- (1) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字野牛地先
 (2) 漁場の区域 次の基点第15号、ア、イ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第15号 青森県下北郡東通村大字岩屋と大字野牛との境の袈部川尻に設置した標柱
 ア 基点第15号から真方位328度3,700メートルの点
 イ 基点第16号から真方位356度30分3,700メートルの点
 基点第16号 青森県下北郡東通村大字野牛と大字蒲野沢との境の稲崎川尻に設置した標柱
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
漁業権の種類	漁業の種類			
第2種共同漁業	さけ・ます小型定置漁業			1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業			〃
	かおい・ひらめ・たなご底建網漁業			〃
	さけ刺網漁業			9月1日から翌年1月31日まで
	かおい・ひらめ刺網漁業			1月1日から12月31日まで
	もすそがい・えぞぼらがい籠漁業			〃
	たこ籠漁業			〃
	あいなめ籠漁業			〃

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 (5) 関係地区 青森県下北郡東通村大字野牛
 (6) 条件 ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。
 さけ・ます小型定置漁業 10ケ統以内
 さけ刺網漁業 40ケ統以内
 ② かおい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

31 公示番号 東共第31号

- (1) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字蒲野沢字石持、字千鳥道、字浜ノ平及び大字大利地先
 (2) 漁場の区域 次の基点第16号、ア、イ及び基点第17号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第16号 青森県下北郡東通村大字野牛と大字蒲野沢との境の稲崎川尻に設置した標柱
 ア 基点第16号から真方位356度30分3,700メートルの点
 イ 基点第17号から真方位15度3,700メートルの点
 基点第17号 青森県下北郡東通村とむつ市との境の小ピツケ川尻に設置した標柱
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の種類	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
-------	-------	-------	-------	------

漁業権の種類	漁業の名称		1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	こんぶ漁業	えぞぼらがい漁業	
	わかめ漁業	たこ漁業	
	あわび漁業	なまこ漁業	
	かき漁業	うに漁業	
	ほたてがし漁業	ほや漁業	

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 (5) 関係地区 青森県下北郡東通村大字蒲野沢字石持、字千鳥道、字浜ノ平、字石持山、字外畑、字ホヤケ平、字稲崎、字大久保及び大字大利

32 公示番号 東共第32号

- (1) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字蒲野沢字石持、字千鳥道、字浜ノ平及び大字大利地先
 (2) 漁場の区域 次の基点第16号、ア、イ及び基点第17号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第16号 青森県下北郡東通村大字野牛と大字蒲野沢との境の稲崎川尻に設置した標柱
 ア 基点第16号から真方位356度30分3,700メートルの点
 イ 基点第17号から真方位15度3,700メートルの点
 基点第17号 青森県下北郡東通村とむつ市との境の小ピツケ川尻に設置した標柱
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
漁業権の種類	漁業の種類			
第2種共同漁業	さけ・ます小型定置漁業			1月1日から12月31日まで
	やりいか・たなご・かおい小型定置漁業			〃
	かおい・ひらめ・たなご底建網漁業			〃
	さけ刺網漁業			9月1日から翌年1月31日まで
	そい・たなご・かおい刺網漁業			1月1日から12月31日まで
	えぞぼらがい籠漁業			〃
	あいなめ籠漁業			〃
		たこ籠漁業		

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 (5) 関係地区 青森県下北郡東通村大字蒲野沢字石持、字千鳥道、字浜ノ平、字石持山、字外畑、字ホヤケ平、字稲崎、字大久保及び大字大利
 (6) 条件 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。
 さけ・ます小型定置漁業 7ケ統以内
 さけ刺網漁業 38ケ統以内

33 公示番号 東共第 33 号

- (1) 漁場の位置 青森県むつ市大字関根地先
 (2) 漁場の区域 次の基点第 17 号、ア、イ及び基点第 18 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第 17 号 青森県下北郡東通村とむつ市との境の小ピツケ川尻に設置した標柱

ア 基点第 17 号から真方位 15 度 3,700 メートルの点

イ 基点第 18 号から真方位 45 度 30 分 3,700 メートルの点

基点第 18 号 青森県むつ市大字関根とむつ市大畑町正津川との境に設置した標柱

ウ 青森県むつ市大字関根字水川目 605 番の旧四等三角点砂鉄場（北緯 41 度 21 分 12.398 秒、東経 141 度 14 分 57.049 秒）から真方位 314 度 38 分 13 秒 2,139 メートルの点

エ ウから真方位 30 度 444 メートルの点

オ エから真方位 300 度 80 メートルの点

カ オから真方位 30 度 98 メートルの点

キ カから真方位 120 度 112 メートルの点

ク キから真方位 80 度 940 メートルの点

ケ クから真方位 120 度 80 メートルの点

コ ケから真方位 210 度 1,123 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類			漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称		
第 1 種共同漁業	こんぶ漁業	なまこ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	わかめ漁業	うに漁業	
	あわび漁業	ほや漁業	
	かき漁業	えらこ漁業	
	たこ漁業		

(4) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

(5) 関係地区 青森県むつ市大字関根

34 公示番号 東共第 34 号

- (1) 漁場の位置 青森県むつ市大字関根地先
 (2) 漁場の区域 次の基点第 17 号、ア、イ及び基点第 18 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第 17 号 青森県下北郡東通村とむつ市との境の小ピツケ川尻に設置した標柱

ア 基点第 17 号から真方位 15 度 3,700 メートルの点

イ 基点第 18 号から真方位 45 度 30 分 3,700 メートルの点

基点第 18 号 青森県むつ市大字関根とむつ市大畑町正津川との境に設置した標柱

ウ 青森県むつ市大字関根字水川目 605 番の旧四等三角点砂鉄場（北緯 41 度 21 分 12.398 秒、東経 141 度 14 分 57.049 秒）から真方位 314 度 38 分 13 秒 2,139 メートルの点

エ ウから真方位 30 度 444 メートルの点

オ エから真方位 300 度 80 メートルの点

カ オから真方位 30 度 98 メートルの点

キ カから真方位 120 度 112 メートルの点

ク キから真方位 80 度 940 メートルの点

ケ クから真方位 120 度 80 メートルの点

コ ケから真方位 210 度 1,123 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 2 種共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	〃
	かれい・ひらめ小型定置漁業	〃
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	そい・たなご刺網漁業	〃
	うに籠漁業	4 月 1 日から 7 月 31 日まで
	えぞぼらがい籠漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
たこ籠漁業	〃	

(4) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

(5) 関係地区 青森県むつ市大字関根

(6) 条件 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業の統数は、6 ケ統以内に限る。

35 公示番号 東共第 35 号

- (1) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町地先
 (2) 漁場の区域 次の基点第 18 号、ア、イ及び基点第 19 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 18 号 青森県むつ市大字関根とむつ市大畑町正津川との境に設置した標柱

ア 基点第 18 号から真方位 45 度 30 分 3,700 メートルの点

イ 基点第 19 号から真方位 37 度 30 分 3,700 メートルの点

基点第 19 号 青森県むつ市と下北郡風間浦村との境の大赤川尻に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	

第1種共同漁業	こんぶ漁業	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	ちがいそ漁業	
	あまのり漁業	あわび漁業	
	ふのり漁業	たこ漁業	
	ぎんなんそう漁業	なまこ漁業	
	つまた漁業	うに漁業	
	てんぐさ漁業	ほや漁業	
まつも漁業	えらこ漁業		

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 青森県むつ市大畑町

36 公示番号 東共第36号

- (1) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町地先
(2) 漁場の区域 次の基点第18号、ア、イ及び基点第19号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点第18号 青森県むつ市大字関根とむつ市大畑町正津川との境に設置した標柱
ア 基点第18号から真方位45度30分3,700メートルの点
イ 基点第19号から真方位37度30分3,700メートルの点
基点第19号 青森県むつ市と下北郡風間浦村との境の大赤川尻に設置した標柱
(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かわい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	そい・たなご刺網漁業	〃
	うに籠漁業	〃
	あいなめ籠漁業	〃

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 青森県むつ市大畑町
(6) 条件 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業の統数は、10ヶ統以内に限定。

37 公示番号 東共第37号

- (1) 漁場の位置 青森県下北郡風間浦村大字下風呂地先
(2) 漁場の区域 次の基点第19号、ア、イ、ウ及び基点第20号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点第19号 青森県むつ市と下北郡風間浦村との境の大赤川尻に設置した標柱
ア 基点第19号から真方位37度30分3,700メートルの点

- イ ウから真方位7度3,700メートルの点
ウ 基点第20号から真方位9度15分98メートルの点
基点第20号 青森県下北郡風間浦村大字下風呂と大字易国間との境の赤石に設置した標柱
エ 青森県下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂に建設の東側防波堤の東側基部
オ エから東側防波堤の東側に沿い28メートル北方の同堤側線上の点
カ 青森県下北郡風間浦村大字下風呂字家の尻2の1に設置した標柱から真方位3度25メートルの点
キ クから真方位351度30分15メートルの点
ク 青森県下北郡風間浦村大字下風呂字家の尻、通称滝の下に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期	
漁業権の種類	漁業の名称		
第1種共同漁業	こんぶ漁業	ちがいそ漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	あわび漁業	
	あまのり漁業	いかい漁業	
	ふのり漁業	くぼがい漁業	
	あかざ漁業	たこ漁業	
	ぎんなんそう漁業	なまこ漁業	
	つまた漁業	うに漁業	
	てんぐさ漁業	ほや漁業	
	まつも漁業	えらこ漁業	
	ひじき漁業		

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 青森県下北郡風間浦村大字下風呂

38 公示番号 東共第38号

- (1) 漁場の位置 青森県下北郡風間浦村大字下風呂地先
(2) 漁場の区域 次の基点第19号、ア、イ、ウ及び基点第20号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点第19号 青森県むつ市と下北郡風間浦村との境の大赤川尻に設置した標柱
ア 基点第19号から真方位37度30分3,700メートルの点
イ ウから真方位7度3,700メートルの点
ウ 基点第20号から真方位9度15分98メートルの点
基点第20号 青森県下北郡風間浦村大字下風呂と大字易国間との境の赤石に設置した標柱
エ 青森県下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂に建設の東側防波堤の東側基部
オ エから東側防波堤の東側に沿い28メートル北方の同堤側線上の点
カ 青森県下北郡風間浦村大字下風呂字家の尻2の1に設置した標柱から真方位3度

25メートルの点

キ クから真方位351度30分15メートルの点

ク 青森県下北郡風間浦村大字下風呂字家の尻、通称滝の下に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	〃
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	そい・たなご刺網漁業	〃
	かれい・ひらめ刺網漁業	〃
	さめ・たら刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(5) 関係地区 青森県下北郡風間浦村大字下風呂

(6) 条件 ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業の統数は、3ヶ統以内に限る。
② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は3寸5分以上とする。

39 公示番号 東共第39号

(1) 漁場の位置 青森県下北郡風間浦村大字易国間地先

(2) 漁場の区域 次の基点第20号、ア、イ、ウ及び基点第21号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第20号 青森県下北郡風間浦村大字下風呂と大字易国間との境の赤石に設置した標柱

ア 基点第20号から真方位9度15分98メートルの点

イ アから真方位7度3,700メートルの点

ウ 基点第21号から真方位26度30分3,700メートルの点

基点第21号 青森県下北郡風間浦村大字易国間と大字蛇浦との境の称和石に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類			漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称		
第1種共同漁業	こんぶ漁業	もずく漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	あわび漁業	
	あまのり漁業	いかい漁業	
	ふのり漁業	くぼがい漁業	
	あかぼ漁業	かき漁業	
	ぎんなんそう漁業	たこ漁業	
	つまた漁業	なまこ漁業	

	てんぐさ漁業	うに漁業	
	まつも漁業	ほや漁業	
	ひじき漁業	えらこ漁業	
	ちがいそ漁業	いわむし漁業	

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(5) 関係地区 青森県下北郡風間浦村大字易国間

40 公示番号 東共第40号

(1) 漁場の位置 青森県下北郡風間浦村大字易国間地先

(2) 漁場の区域 次の基点第20号、ア、イ、ウ及び基点第21号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第20号 青森県下北郡風間浦村大字下風呂と大字易国間との境の赤石に設置した標柱

ア 基点第20号から真方位9度15分98メートルの点

イ アから真方位7度3,700メートルの点

ウ 基点第21号から真方位26度30分3,700メートルの点

基点第21号 青森県下北郡風間浦村大字易国間と大字蛇浦との境の称和石に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	そい・たなご刺網漁業	〃
	うに籠漁業	〃
	たこ籠漁業	〃

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(5) 関係地区 青森県下北郡風間浦村大字易国間

(6) 条件 漁場の区域内に敷設するさけ小型定置漁業の統数は、4ヶ統以内に限る。

41 公示番号 東共第41号

(1) 漁場の位置 青森県下北郡風間浦村大字蛇浦地先

(2) 漁場の区域 次の基点第21号、ア、イ及び基点第22号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第21号 青森県下北郡風間浦村大字易国間と大字蛇浦との境の称和石に設置した標柱

ア 基点第21号から真方位26度30分3,700メートルの点

イ 基点第22号から真方位38度30分3,700メートルの点

基点第22号 青森県下北郡風間浦村と大間町との境の川中石に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期	
漁業権の種類	漁業の名称		
第1種共同漁業	こんぶ漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	くぼがい漁業	
	あまのり漁業	かき漁業	
	ふのり漁業	えぞぼらがい漁業	
	あかぼ漁業	たこ漁業	
	ぎんなんそう漁業	なまこ漁業	
	てんぐさ漁業	うに漁業	
	まつも漁業	ほや漁業	
	ひじき漁業	えらこ漁業	
	ちがいそ漁業	いわむし漁業	
もずく漁業			

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 青森県下北郡風間浦村大字蛇浦

42 公示番号 東共第42号

- (1) 漁場の位置 青森県下北郡風間浦村大字蛇浦地先
(2) 漁場の区域 次の基点第21号、ア、イ及び基点第22号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点第21号 青森県下北郡風間浦村大字易国間と大字蛇浦との境の称和石に設置した標柱
ア 基点第21号から真方位26度30分3,700メートルの点
イ 基点第22号から真方位38度30分3,700メートルの点
基点第22号 青森県下北郡風間浦村と大間町との境の川中石に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かおい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	そい・たなご・あいなめ刺網漁業	〃
	ひらめ刺網漁業	〃
	あんこう刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	うに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	えぞぼらがい籠漁業	〃
	たこ籠漁業	〃

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

- (5) 関係地区 青森県下北郡風間浦村大字蛇浦
(6) 条件 漁場の区域内に敷設するさけ小型定置漁業の統数は、4ヶ統以内に限る。

43 公示番号 東共第43号

- (1) 漁場の位置 青森県下北郡大間町大字大間地先
(2) 漁場の区域 次の基点第22号、ア、イ、ウ及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点第22号 青森県下北郡風間浦村と大間町との境の川中石に設置した標柱
ア 基点第22号から真方位38度30分3,700メートルの点
イ 青森県下北郡大間町弁天島北端に設置した標柱から真方位342度30分3,700メートルの点
ウ 基点第23号から真方位270度30分3,700メートルの点
基点第23号 青森県下北郡大間町大字大間と大字奥戸との境の迎人石に設置した標柱
(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期	
漁業権の種類	漁業の名称		
第1種共同漁業	こんぶ漁業	えごのり漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	ほんだわら漁業	
	あまのり漁業	つるあらめ漁業	
	ふのり漁業	あわび漁業	
	あかぼ漁業	いかい漁業	
	ぎんなんそう漁業	さざえ漁業	
	つまた漁業	えぞぼらがい漁業	
	てんぐさ漁業	たこ漁業	
	まつも漁業	なまこ漁業	
	ひじき漁業	うに漁業	
ちがいそ漁業	ほや漁業		
もずく漁業	いわむし漁業		

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 青森県下北郡大間町大字大間

44 公示番号 東共第44号

- (1) 漁場の位置 青森県下北郡大間町大字大間地先
(2) 漁場の区域 次の基点第22号、ア、イ、ウ及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点第22号 青森県下北郡風間浦村と大間町との境の川中石に設置した標柱
ア 基点第22号から真方位38度30分3,700メートルの点
イ 青森県下北郡大間町弁天島北端に設置した標柱から真方位342度30分3,700メ

メートルの点

ウ 基点第23号から真方位270度30分3,700メートルの点

基点第23号 青森県下北郡大間町大字大間と大字奥戸との境の迎人石に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種共同漁業	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かおい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	そい・たなご刺網漁業	〃
	かおい・ひらめ刺網漁業	〃
	さめ・たら・あんこう刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	うに籠漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(5) 関係地区 青森県下北郡大間町大字大間

(6) 条件 かおい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

45 公示番号 東共第45号

(1) 漁場の位置 青森県下北郡大間町大字奥戸地先

(2) 漁場の区域 次の基点第23号、ア、イ及び基点第24号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第23号 青森県下北郡大間町大字大間と大字奥戸との境の迎人石に設置した標柱

ア 基点第23号から真方位270度30分3,700メートルの点

イ 基点第24号から真方位270度30分3,700メートルの点

基点第24号 青森県下北郡大間町と佐井村との境の津鼻崎に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期	
漁業権の種類	漁業の名称		
第1種共同漁業	こんぶ漁業	えごのり漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	ほんだわら漁業	
	あまのり漁業	あわび漁業	
	ふのり漁業	さざえ漁業	
	あかび漁業	たこ漁業	
	つまた漁業	なまこ漁業	
	てんぐさ漁業	うに漁業	
	ひじき漁業	ほや漁業	
	ちがいそ漁業	いわむし漁業	
	もずく漁業		

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(5) 関係地区 青森県下北郡大間町大字奥戸

46 公示番号 東共第46号

(1) 漁場の位置 青森県下北郡大間町大字奥戸地先

(2) 漁場の区域 次の基点第23号、ア、イ及び基点第24号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第23号 青森県下北郡大間町大字大間と大字奥戸との境の迎人石に設置した標柱

ア 基点第23号から真方位270度30分3,700メートルの点

イ 基点第24号から真方位270度30分3,700メートルの点

基点第24号 青森県下北郡大間町と佐井村との境の津鼻崎に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種共同漁業	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かおい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	そい・たなご刺網漁業	〃
	かおい・ひらめ刺網漁業	〃
	さめ・たら・あんこう刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	うに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ籠漁業	〃
	あいなめ籠漁業	〃

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(5) 関係地区 青森県下北郡大間町大字奥戸

(6) 条件 かおい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

47 公示番号 東共第47号

(1) 漁場の位置 青森県下北郡佐井村地先

(2) 漁場の区域 次の基点第24号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第25号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第24号 青森県下北郡大間町と佐井村との境の津鼻崎に設置した標柱

ア 基点第24号から真方位270度30分3,700メートルの点

イ 青森県下北郡佐井村大字佐井字矢越、上の崎に設置した標柱から真方位282度30分3,700メートルの点

ウ 青森県下北郡佐井村大字長後字福浦、下の崎に設置した標柱から真方位282度30分3,700メートルの点

エ 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝、焼山崎に設置した標柱から真方位282度30分3,700メートルの点

オ 基点第25号から真方位277度30分3,700メートルの点
 基点第25号 青森県下北郡佐井村とむつ市脇野沢との境に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の名称	漁業時期
漁業権の種類			
第1種共同漁業	こんぶ漁業	ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	うみぞうめん漁業	
	あまのり漁業	あわび漁業	
	ふのり漁業	いかい漁業	
	つまた漁業	くぼがい漁業	
	てんぐさ漁業	さざえ漁業	
	まつも漁業	たこ漁業	
	ひじき漁業	なまこ漁業	
	もずく漁業	うに漁業	
	えごのり漁業	ほや漁業	

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(5) 関係地区 青森県下北郡佐井村

48 公示番号 東共第48号

(1) 漁場の位置 青森県下北郡佐井村地先

(2) 漁場の区域 次の基点第24号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第25号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第24号 青森県下北郡大間町と佐井村との境の津鼻崎に設置した標柱

ア 基点第24号から真方位270度30分3,700メートルの点

イ 青森県下北郡佐井村大字長後字矢越、上の崎に設置した標柱から真方位282度30分3,700メートルの点

ウ 青森県下北郡佐井村大字長後字福浦、下の崎に設置した標柱から真方位282度30分3,700メートルの点

エ 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝、焼山崎に設置した標柱から真方位282度30分3,700メートルの点

オ 基点第25号から真方位277度30分3,700メートルの点

基点第25号 青森県下北郡佐井村とむつ市脇野沢との境に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の名称	漁業時期
漁業権の種類			
第2種共同漁業	やりのか・こうなご・たなご小型定置漁業		1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ小型定置漁業		〃

	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	〃
	そい・たなご刺網漁業	〃
	さめ・たら刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	かれい刺網漁業	2月1日から8月31日まで
	ひらめ刺網漁業	5月1日から7月31日まで
	うに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	もすそがい・えぞぼらい籠漁業	〃
	たこ籠漁業	〃
	あいなめ籠漁業	〃

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(5) 関係地区 青森県下北郡佐井村

(6) 条件 かれい刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

49 公示番号 東共第49号

(1) 漁場の位置 青森県下北郡大間町大字大間地先

(2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点第22号(青森県下北郡大間町と風間浦村との境の川中石に設置した標柱)から真方位38度30分3,700メートルの点

イ エ(下北郡大間町弁天島北端に設置した標柱)から真方位15度30分3,700メートルの点

ウ エから真方位342度30分3,700メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の名称	漁業時期
漁業権の種類			
第2種共同漁業	うに籠漁業		1月1日から5月31日まで

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(5) 関係地区 青森県下北郡大間町大字大間

50 公示番号 東共第50号

(1) 漁場の位置 青森県三沢市及び上北郡おいらせ町地先

(2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア ク(基点第6号(青森県上北郡おいらせ町東下川原にある百石漁港3級基準点(R3A.3)から真方位204度32分212メートルの点に設置した標柱)から真方位67度30分192メートルの点)から真方位67度30分5,200メートルの点

イ 基点第7号(青森県上北郡おいらせ町と三沢市との境に設置した標柱)から真方位67度30分5,600メートルの点

ウ キ(青森県三沢市大字三沢、塩釜灯台中心点)から真方位78度30分5,800メー

トルの点

- エ キから真方位78度30分2,800メートルの点
- オ 基点第7号から真方位67度30分2,200メートルの点
- カ クから真方位67度30分2,200メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種共同漁業	ほたてがい漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (5) 関係地区 青森県三沢市、おいらせ町（平成18年2月28日における旧上北郡百石町の区域に限る。）及び八戸市（ただし、八戸市大字鮫町字白浜、字深久保、字種差、字法師浜、字大久喜及び大字金浜を除く。）
- (6) 条件 本漁業権漁場内において、本漁業の免許の日以前1ケ年の間における許可と同一の漁業権種類であって、その許可内容の操業区域及び操業期間の範囲内において操業する者に係る知事の許可に基づく操業を受認しなければならない。

51 公示番号 東共第51号

- (1) 漁場の位置 青森県三沢市、上北郡おいらせ町、八戸市及び三戸郡階上町地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、フ、ノ、ネ、ハ、ヒ、ヘ、ホ、マ、ミ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 基点第1号（青森県と岩手県との境の廿一川尻に設置した標柱）から磁針方位78度30分6,000メートルの点
 - イ 基点第3号（青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱）から真方位54度30分4,500メートルの点
 - ウ ヨ（基点第6号（青森県上北郡おいらせ町東下川原にある百石漁港3級基準点（R3A.3）から真方位204度32分212メートルの点に設置した標柱）から真方位67度30分192メートルの点）から真方位67度30分5,200メートルの点
 - エ 基点第7号（青森県上北郡おいらせ町と三沢市との境に設置した標柱）から真方位67度30分5,600メートルの点
 - オ 基点第8号（青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱から真方位354度30分364メートルの点から真方位82度30分の直線上の高瀬川右岸州先に設置した標柱）から真方位82度30分3,700メートルの点
 - カ 基点第8号から真方位82度30分2,000メートルの点
 - キ 基点第7号から真方位67度30分2,200メートルの点
 - ク ヨから真方位67度30分2,200メートルの点
 - ケ 基点第5号（青森県八戸市大字河原木と大字市川町との境に設置した標柱）から真方位57度2,200メートルの点
 - コ 八戸港蕪島防波堤灯台から真方位267度30分920メートルの点から真方位326

度1,000メートルの点

- サ メとモを結ぶ線とユとシを結ぶ線との交点
- シ ト（青森県八戸市大字鮫町字下盲久保25番地恵比須浜岩礁に設置した標柱）から真方位351度30分1,500メートルの点
- ス トから真方位53度30分2,000メートルの点
- セ 基点第3号から真方位54度30分1,500メートルの点
- ソ チから真方位50度30分1,800メートルの点
- タ 基点第1号から磁針方位78度30分3,000メートルの点
- チ ツから真方位7度30分330メートルの点
- ツ テから真方位81度30分400メートルの点
- テ 基点第2号（青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻に設置した標柱）から真方位63度30分300メートルの点
- ナ ムから真方位327度20分2,440メートルの点
- ニ イとウを結ぶ線とナから真方位35度の線との交点
- ヌ イとウを結ぶ線上のニからウに対し2,000メートルの点
- ネ メとヤを結ぶ線上メから4,200メートルの点
- ノ メとモを結ぶ線上メから3,880メートルの点
- ハ メとヤを結ぶ線上メから3,500メートルの点
- ヒ メとモを結ぶ線上メから3,240メートルの点
- フ メとモを結ぶ線とケとコを結ぶ線との交点
- ヘ メとモを結ぶ線上メから2,040メートルの点
- ホ メとヤを結ぶ線上メから2,200メートルの点
- マ メとヤを結ぶ線上メから1,880メートルの点
- ミ メとモを結ぶ線上メから1,740メートルの点
- ム メから真方位6度1,440メートルの点
- メ 日出岩（3.3メートル）（北緯40度32分36秒、東経141度34分12秒）
- モ 五戸川河口右岸（北緯40度35分19秒、東経141度28分32秒）から真方位90度1,000メートルの点
- ヤ モから真方位90度1,270メートルの点
- ユ トから真方位297度30分1,800メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種共同漁業	かれい刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	たら刺網漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	えぞぼらがい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	たご籠漁業	〃
	かに籠漁業	〃

	そい・あいなめ簗漁業	〃
	はも(あなご) 鯛漁業	〃

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (5) 関係地区 青森県三沢市、上北郡おいらせ町(平成18年2月28日における旧上北郡百石町の区域に限る。)、八戸市及び階上町
- (6) 条 件 ① 本漁業権漁場区域内において、本漁業の免許の日以前1ケ年の間における許可と同一の漁業種類であって、その許可内容の操業区域及び操業期間の範囲内において操業する者に係る知事の許可に基づく操業を受認しなければならない。
- ② 次のサ、シ、ム、ナ、ニ、ヌ、ネ、ハ、ヒ、ヘ、ホ、マ、ミ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域にあつては、船舶の航行を妨げてはならない。
- サ メとモを結ぶ線とユとシを結ぶ線との交点
- シ ト(青森県八戸市大字鮫町字下盲久保25番地恵比須浜岩礁に設置した標柱)から真方位351度30分1,500メートルの点
- ム メから真方位6度1,440メートルの点
- ナ ムから真方位327度20分2,440メートルの点
- ニ イとウを結ぶ線とナから真方位35度の線との交点
- ヌ イとウを結ぶ線上のニからウに対し2,000メートルの点
- ネ メとヤを結ぶ線上メから4,200メートルの点
- ハ メとヤを結ぶ線上メから3,500メートルの点
- ヒ メとモを結ぶ線上メから3,240メートルの点
- ヘ メとモを結ぶ線上メから2,040メートルの点
- ホ メとヤを結ぶ線上メから2,200メートルの点
- マ メとヤを結ぶ線上メから1,880メートルの点
- ミ メとモを結ぶ線上メから1,740メートルの点
- ③ かいり刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

52 公示番号 東共第52号

- (1) 漁場の位置 青森県三沢市地先
- (2) 漁場の区域 次の基点第7号、ア、イ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第7号 青森県上北郡おいらせ町と三沢市との境に設置した標柱
- ア 基点第7号から真方位67度30分2,200メートルの点
- イ 基点第8号から真方位82度30分2,000メートルの点
- 基点第8号 青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱から真方位354度30分364メートルの点から真方位82度30分の直線上の高瀬川右岸洲先に設置した標柱
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	

第3種 共同漁業	いわし地びき網漁業	5月1日から12月31日まで
-------------	-----------	----------------

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (5) 関係地区 青森県三沢市、上北郡おいらせ町二川目
- 53 公示番号 東定第1号
- (1) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字大作平(通称大久喜)地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア オ(鮫魚灯台中心点から真方位124度7,860メートルの点)から真方位337度30分300メートルの点
- イ オから真方位157度30分300メートルの点
- ウ カ(鮫魚灯台中心点から真方位134度20分7,130メートルの点)から真方位157度30分50メートルの点
- エ カから真方位337度30分50メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
定置漁業	さけ・ぶり・やりいか定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 条 件 ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ケ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

54 公示番号 東定第2号

- (1) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字種差地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア オ(鮫魚灯台中心点から真方位120度50分6,150メートルの点)から真方位326度30分300メートルの点
- イ オから真方位146度30分300メートルの点
- ウ カ(鮫魚灯台中心点から真方位133度10分5,700メートルの点)から真方位146度30分50メートルの点
- エ カから真方位326度30分50メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
定置漁業	さけ・ぶり・やりいか定置漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

- (5) 条件
- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
 - ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦横 50 センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
 - ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

55 公示番号 東定第3号

- (1) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字赤コウ（通称深久保）地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア オ（鮫角灯台中心点から真方位 116 度 50 分 4, 800 メートルの点）から真方位 324 度 20 分 300 メートルの点
- イ オから真方位 144 度 20 分 300 メートルの点
- ウ カ（鮫角灯台中心点から真方位 132 度 20 分 4, 350 メートルの点）から真方位 144 度 20 分 50 メートルの点
- エ カから真方位 324 度 20 分 50 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
定置漁業	さけ・ぶり・やりいか定置漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

- (5) 条件
- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
 - ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦横 50 センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
 - ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

56 公示番号 東定第4号

- (1) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字館越（通称白浜）地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア オ（鮫角灯台中心点から真方位 103 度 30 分 3, 220 メートルの点）から真方位 316 度 20 分 300 メートルの点
- イ オから真方位 136 度 20 分 300 メートルの点
- ウ カ（鮫角灯台中心点から真方位 134 度 50 分 2, 710 メートルの点）から真方位 136 度 20 分 50 メートルの点
- エ カから真方位 316 度 20 分 50 メートルの点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
定置漁業	さけ・ぶり・やりいか定置漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

- (オ) 条件
- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
 - ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦横 50 センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
 - ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

57 公示番号 東定第5号

- (1) 漁場の位置 青森県三沢市四川目地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア オ（基点東定第5号（青森県三沢市港町一丁目にある三沢漁港基部から真方位 346 度 30 分 2, 950 メートルの点に設置した標柱）から真方位 76 度 3, 500 メートルの点）から真方位 346 度 400 メートルの点
- イ オから真方位 166 度 400 メートルの点
- ウ カ（基点東定第5号から真方位 76 度 2, 600 メートルの点）から真方位 166 度 50 メートルの点
- エ カから真方位 346 度 50 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
定置	さけ・まぐろ・いか定置漁業	1月1日から12月31日まで

漁業		
----	--	--

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 条件 ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 垣網の綱及び土俵等海中にある定置漁業施設は漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ③ 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ④ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

58 公示番号 東定第6号

- (1) 漁場の位置 青森県三沢市砂森地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア オ（基点東定第6号（青森県三沢市大字三沢字浜通145番地にある塩釜灯台中心点から真方位358度30分2,400メートルの点に設置した標柱）から真方位83度3,400メートルの点）から真方位353度400メートルの点
- イ オから真方位173度400メートルの点
- ウ カ（基点東定第6号から真方位83度2,500メートルの点）から真方位173度50メートルの点
- エ カから真方位353度50メートルの点
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
定置漁業	さけ・まぐろ・いか定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 条件 ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 垣網の綱及び土俵等海中にある定置漁業施設は漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ③ 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ④ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

59 公示番号 東定第7号

- (1) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア オ（基点東定第7号（青森県上北郡六ヶ所村大字出戸、むつ小川原港港湾区域北端から海浜に沿い500メートル北側の海浜に設置した標柱）から真方位90度30分2,300メートルの点）から真方位0度30分400メートルの点
- イ オから真方位180度30分400メートルの点
- ウ カ（基点東定第7号から真方位90度30分1,400メートルの点）から真方位180度30分50メートルの点
- エ カから真方位0度30分50メートルの点
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
定置漁業	さけ・まぐろ・ます定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 条件 ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

60 公示番号 東定第8号

- (1) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字尻労地先（通称小沼川尻漁場）
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア オ（基点東定第9号（青森県下北郡東通村大字尻労字小沼川尻から1,100メートル南側に設置した標柱）から真方位102度30分2,350メートルの点）から真方位12度30分400メートルの点
- イ オから真方位192度30分400メートルの点
- ウ カ（基点東定第9号から真方位102度30分1,050メートルの点）から真方位192度30分50メートルの点
- エ カから真方位12度30分50メートルの点
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	

定置漁業	さけ・ます・いか定置漁業	1月1日から12月31日まで
------	--------------	----------------

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

- (5) 条件 ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦横 50 センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

61 公示番号 東定第9号

(1) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字尻労地先

(2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ（基点東定第10号（青森県下北郡東通村大字尻労字下堀川たがとぐら岩に設置した標柱）から真方位113度30分2,050メートルの点）から真方位23度30分400メートルの点

イ オから真方位203度30分400メートルの点

ウ カ（基点東定第10号から真方位113度30分1,200メートルの点）から真方位203度30分50メートルの点

エ カから真方位23度30分50メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
定置漁業	さけ・まぐろ・ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

- (5) 条件 ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦横 50 センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

62 公示番号 東定第10号

(1) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字尻屋地先

(2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ（基点東定第11号（青森県下北郡東通村大字尻屋字カシリの海浜に設置した標柱）から真方位98度30分2,350メートルの点）から真方位8度30分400メートルの点

イ オから真方位188度30分400メートルの点

ウ カ（基点東定第11号から真方位98度30分1,050メートルの点）から真方位188度30分50メートルの点

エ カから真方位8度30分50メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
定置漁業	さけ・まぐろ・ます定置漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

- (5) 条件 ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦横 50 センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

63 公示番号 東区第1号

(1) 漁場の位置 青森県三戸郡階上町大字道仏字榊、字道仏及び字小舟渡地先

(2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点東区第1号（青森県三戸郡階上町大字道仏字廿一、階上灯台基部に設置した標柱）から真方位347度30分640メートルの点

イ 基点東区第1号から真方位328度550メートルの点

ウ 基点東区第1号から真方位320度30分1,640メートルの点

エ 基点東区第1号から真方位327度30分1,660メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業、ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 青森県三戸郡階上町

- (7) 条件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
- ② アの点及びエの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

64 公示番号 東区第2号

- (1) 漁場の位置 青森県三戸郡階上町大字道仏字大蛇、字荒谷及び字浜久保地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 ア 基点東区第3号(青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻に設置した標柱)から真方位66度30分1,040メートルの点
 イ 基点東区第2号(榑漁港船揚場西端)から真方位37度850メートルの点
 ウ 基点東区第2号から真方位28度30分460メートルの点
 エ 基点東区第3号から真方位78度30分640メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の種類 の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業、ほや垂下式養殖業			

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森県三戸郡階上町
- (7) 条件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

65 公示番号 東区第3号

- (1) 漁場の位置 青森県八戸市大字金浜字塩竈地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 ア 基点東区第3号(青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻に設置した標柱)から真方位11度30分1,500メートルの点
 イ 基点東区第3号から真方位29度30分1,270メートルの点
 ウ 基点東区第3号から真方位22度30分920メートルの点
 エ 基点東区第3号から真方位0度30分1,240メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業時期
-------	------

漁業権の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森県八戸市大字鮫町字姥懐、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字亦窪、字ニツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字シコシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜
- (7) 条件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

66 公示番号 東区第4号

- (1) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字大作平地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 ア 基点東区第4号(青森県八戸市大字鮫町字大作平、大島東端に設置した標柱)
 イ アから真方位52度30分350メートルの点
 ウ アから真方位105度30分620メートルの点
 エ アから真方位145度30分500メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の種類 の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業			

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森県八戸市大字鮫町字姥懐、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字亦窪、字ニツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字シコシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜

- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
- ② イの点及びウの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

67 公示番号 東区第5号

- (1) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字高岩（通称法師浜）地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 ア 基点東区第7号（青森県八戸市大字鮫町字遥望石崎東端に設置した標柱）から真方位59度30分400メートルの点
 イ 基点東区第7号から真方位93度30分560メートルの点
 ウ 基点東区第7号から真方位136度30分360メートルの点
 エ 基点東区第7号から真方位93度30分80メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森県八戸市大字鮫町字姥懐、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字亦窪、字二ツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字シコシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜
- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

68 公示番号 東区第6号

- (1) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字種差地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 ア 基点東区第7号（青森県八戸市大字鮫町字遥望石崎東端に設置した標柱）から真方位348度720メートルの点
 イ 基点東区第7号から真方位5度30分480メートルの点

- ウ 基点東区第7号から真方位314度30分300メートルの点
 エ 基点東区第7号から真方位314度30分600メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森県八戸市大字鮫町字姥懐、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字亦窪、字二ツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字シコシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜
- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

69 公示番号 東区第7号

- (1) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字赤コウ（通称深久保）地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 ア 基点東区第7号（青森県八戸市大字鮫町字遥望石崎東端に設置した標柱）から真方位326度30分1,700メートルの点
 イ 基点東区第7号から真方位338度900メートルの点
 ウ 基点東区第7号から真方位314度30分780メートルの点
 エ 基点東区第7号から真方位314度30分1,680メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森県八戸市大字鮫町字姥懐、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小

沢、字横道通、字神子沢窪、字亦窪、字二ツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字シコシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜

- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

70 公示番号 東区第8号

- (1) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字日蔭沢から字館越（通称白浜）地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 基点第3号（青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱）から真方位54度30分1,000メートルの点
- イ 基点第3号から真方位54度30分1,500メートルの点
- ウ イとクを結ぶ直線上のイから2,000メートルの点
- エ ウから真方位234度30分500メートルの点
- オ 基点第2号（青森県三戸郡と青森県八戸市との境の北の川尻に設置した標柱）から真方位63度30分300メートルの点
- カ オから真方位81度30分400メートルの点
- キ カから真方位7度30分330メートルの点
- ク キから真方位50度30分1,800メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森県八戸市大字鮫町字姥懐、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字亦窪、字二ツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字シコシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜
- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

- ② イの点及びウの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

71 公示番号 東区第9号

- (1) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 基点東区第10号（青森県八戸市大字鮫町、蕪島北端に設置した標柱）から真方位327度30分250メートルの点
- イ 基点東区第10号から真方位31度30分520メートルの点
- ウ 基点東区第10号から真方位65度480メートルの点
- エ 基点東区第10号から真方位147度30分230メートルの点
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種区画漁業	こんぶ・まつも・わかめ・すじめ延縄式養殖業、ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森県八戸市大字鮫町字二子石、字冷水、字林通、字小長根、字福沢久保、字忍町、字二見町、字持越沢、字住吉町、字先祖ヶ久保、字上手代森、字ハン木沢、字ハンノ木沢、字蟻子、字下手代森、字西子沢、字大開、字繕久保、字上鮫、字居合、字鮫、字日の出町、字上松苗場、字下松苗場、字下盲久保、字上盲久保、字小舟渡平、字古馬屋、字鉄砲平及び字山四郎蔀目
- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

72 公示番号 東区第10号

- (1) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字白糠地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 基点東区第11号（青森県下北郡東通村大字白糠、白糠漁港白糠地区—3.0メートル岸壁東防波堤先端部南東端）から真方位207度70メートルの点
- イ 基点東区第11号から真方位198度70メートルの点
- ウ 基点東区第11号から真方位198度10メートルの点
- エ 基点東区第11号から真方位250度15メートルの点
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森県下北郡東通村大字白糠
- (7) 条件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
- ② イの点及びウの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

73 公示番号 東区第11号

- (1) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字小田野沢地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 基点東区第12号（青森県下北郡東通村大字小田野沢、通称鯨川左岸北側の防潮堤上に設置した標柱）から真方位97度30分355メートルの点
- イ アから真方位97度30分200メートルの点
- ウ イから真方位13度30分50メートルの点
- エ アから真方位13度30分50メートルの点
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森県下北郡東通村大字小田野沢
- (7) 条件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
- ② イの点及びウの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

74 公示番号 東区第12号

- (1) 漁場の位置 青森県むつ市大字関根地先

- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア オ（基点東区第13号から600メートル西側の海浜に設置した標柱）から真方位32度30分1,500メートルの点
- イ 基点東区第13号（青森県むつ市大字関根、根古基川尻から400メートル西側の海浜に設置した標柱）から真方位32度30分1,500メートルの点
- ウ 基点東区第13号から真方位32度30分700メートルの点
- エ オから真方位32度30分700メートルの点

- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森県むつ市大字関根
- (7) 条件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

75 公示番号 東区第13号

- (1) 漁場の位置 青森県むつ市大字関根地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア オ（青森県むつ市大字関根、出戸川河口左岸に設置した標柱）から真方位45度30分1,500メートルの点
- イ 基点東区第14号（青森県むつ市大字関根字前浜44番地65号地先の通称関根浜斜路に設置した標柱）から真方位45度30分1,500メートルの点
- ウ 基点東区第14号から真方位45度30分700メートルの点
- エ オから真方位45度30分700メートルの点

- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 青森県むつ市大字関根

- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

76 公示番号 東区第14号

- (1) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町正津川地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 基点東区第16号(正津川河口北防波堤先端部)から真方位47度30分1,120メートルの点
- イ 基点東区第16号から真方位69度1,250メートルの点
- ウ 基点東区第16号から真方位101度550メートルの点
- エ 基点東区第16号から真方位47度30分300メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森県むつ市大畑町
- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

77 公示番号 東区第15号

- (1) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町正津川地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 基点東区第16号(正津川河口北防波堤先端部)から真方位340度1,180メートルの点
- イ 基点東区第16号から真方位15度30分600メートルの点
- ウ 基点東区第16号から真方位336度30分400メートルの点
- エ 基点東区第16号から真方位329度1,120メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森県むつ市大畑町
- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

78 公示番号 東区第16号

- (1) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町正津川地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 基点東区第16号(正津川河口北防波堤先端部)から真方位22度30分2,420メートルの点
- イ 基点東区第16号から真方位46度20分2,270メートルの点
- ウ 基点東区第16号から真方位47度40分1,770メートルの点
- エ 基点東区第16号から真方位17度1,960メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森県むつ市大畑町
- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

79 公示番号 東区第17号

- (1) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町上野地先

- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 ア 基点東区第 20 号 (青森県むつ市大畑町上野、大畑漁港第 3 東防波堤先端部) から真方位 199 度 30 分 120 メートルの点
 イ 基点東区第 20 号から真方位 205 度 30 分 160 メートルの点
 ウ 基点東区第 20 号から真方位 192 度 200 メートルの点
 エ 基点東区第 20 号から真方位 181 度 30 分 170 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 1 種区画漁業	ほや垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

- (4) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで
 (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 (6) 関係地区 青森県むつ市大畑町
 (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
 ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各 50 センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

80 公示番号 東区第 18 号

- (1) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町上野地先
 (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 ア イから真方位 313 度 420 メートルの点
 イ 基点東区第 20 号 (青森県むつ市大畑町上野、大畑漁港第 3 東防波堤先端部) から真方位 104 度 1,730 メートルの点
 ウ 基点東区第 20 号から真方位 120 度 30 分 1,550 メートルの点
 エ ウから真方位 313 度 420 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 1 種区画漁業	さけ・ます小割式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

- (4) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで
 (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 (6) 関係地区 青森県むつ市大畑町
 (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設

なければならない。

- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各 50 センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

81 公示番号 東区第 19 号

- (1) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町二枚橋地先
 (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 ア イから真方位 320 度 30 分 300 メートルの点
 イ 基点東区第 21 号 (青森県むつ市大畑町二枚橋、下狄川左岸から 100 メートル北側の海浜に設置した標柱) から真方位 37 度 30 分 600 メートルの点
 ウ 基点東区第 21 号から真方位 37 度 30 分 400 メートルの点
 エ ウから真方位 320 度 30 分 300 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 1 種区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

- (4) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで
 (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 (6) 関係地区 青森県むつ市大畑町
 (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
 ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各 50 センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

82 公示番号 東区第 20 号

- (1) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町二枚橋地先
 (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 ア 基点東区第 22 号 (青森県むつ市大畑町二枚橋、三右衛門沢右岸に設置した標柱) から真方位 10 度 1,800 メートルの点
 イ 基点東区第 22 号から真方位 44 度 30 分 1,500 メートルの点
 ウ 基点東区第 22 号から真方位 47 度 30 分 1,020 メートルの点
 エ 基点東区第 22 号から真方位 0 度 30 分 1,360 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権	漁業の名称	

の種類		
第1種区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森県むつ市大畑町
- (7) 条件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

83 公示番号 東区第21号

- (1) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町鷹ノ巣地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア オ（基点東区第23号（青森県むつ市大畑町鷹ノ巣沢左岸に設置した標柱）から真方位25度30分700メートルの点）から真方位295度30分50メートルの点
- イ オから真方位115度30分50メートルの点
- ウ カ（基点東区第23号から真方位25度30分500メートルの点）から真方位115度30分50メートルの点
- エ カから真方位295度30分50メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森県むつ市大畑町
- (7) 条件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

84 公示番号 東区第22号

- (1) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町木野部地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点東区第24号（青森県むつ市大畑町木野部、木野部漁港防波堤突端）から真方位32度30分600メートルの点
- イ アから真方位122度30分100メートルの点
- ウ エから真方位122度30分100メートルの点
- エ 基点東区第24号から真方位32度30分400メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森県むつ市大畑町
- (7) 条件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

85 公示番号 東区第23号

- (1) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町木野部地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア イから真方位325度30分200メートルの点
- イ 基点東区第25号（青森県むつ市大畑町木野部、木野部川左岸から93メートル北側の海浜に設置した標柱）から真方位42度30分700メートルの点
- ウ 基点東区第25号から真方位42度30分400メートルの点
- エ ウから真方位325度30分200メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森県むつ市大畑町
- (7) 条件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

86 公示番号 東区第24号

- (1) 漁場の位置 青森県下北郡風間浦村大字易国間地先
 (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 ア オ(基点東区第26号から180メートル西側に設置した標柱)から真方位0度140メートルの点
 イ 基点東区第26号(青森県下北郡風間浦村大字易国間字上ノ畑、菅ノ尻沢左岸から450メートル西側の海浜に設置した標柱)から真方位0度180メートルの点
 ウ 基点東区第26号から真方位0度120メートルの点
 エ オから真方位0度80メートルの点
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 (6) 関係地区 青森県下北郡風間浦村大字易国間
 (7) 条件 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

87 公示番号 東区第25号

- (1) 漁場の位置 青森県下北郡風間浦村大字蛇浦地先
 (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 ア 基点東区第27号(青森県下北郡風間浦村大字蛇浦字根戸内、根戸内沢尻から北西へ250メートルにある路側帯駐車場に設置した標柱)から真方位356度1,100メートルの点
 イ 基点東区第27号から真方位41度640メートルの点
 ウ 基点東区第27号から真方位40度540メートルの点
 エ 基点東区第27号から真方位351度30分1,050メートルの点
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種区画漁業	こんぶ・がごめ・わかめ延縄式養殖業、ほや	1月1日から12月31日まで

画漁業	垂下式養殖業	
-----	--------	--

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 (6) 関係地区 青森県下北郡風間浦村大字蛇浦
 (7) 条件 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

88 公示番号 東区第26号

- (1) 漁場の位置 青森県下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷地先
 (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 ア 基点東区第28号(蛇浦漁港護岸西角)から真方位340度30分710メートル(主消波堤陸側の西端)の点
 イ アから真方位233度130メートルの点
 ウ エから真方位233度130メートルの点
 エ 基点東区第28号から真方位350度490メートル(主消波堤陸側の東端)の点
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種区画漁業	あわび・うに垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 (6) 関係地区 青森県下北郡風間浦村大字蛇浦
 (7) 条件 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

89 公示番号 東区第27号

- (1) 漁場の位置 青森県下北郡佐井村大字佐井字原田、字古佐井及び字黒岩地先
 (2) 漁場の区域 次の基点東区第29号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点東区第29号 青森県下北郡大間町と佐井村との境の津鼻崎に設置した標柱
 ア 基点東区第29号から真方位270度30分550メートルの点
 イ ウから真方位312度30分700メートルの点
 ウ 青森県下北郡佐井村大字佐井字古佐井黒岩に設置した標柱
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	

第1種区画漁業	あわび・ほや・ほたてがい垂下式養殖業、こ んぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで
---------	--------------------------------------	----------------

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森県下北郡佐井村大字佐井字原田、字古佐井及び字黒岩
- (7) 条件 ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

90 公示番号 東区第28号

- (1) 漁場の位置 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森、字矢越、字磯谷、大字長後字長後及び字福浦地先
- (2) 漁場の区域 次の基点東区第30号、ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点東区第30号 アから真方位157度30分の線と最大高潮時海岸線の交点
- ア 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森、弁天島に設置した標柱
- イ アから真方位292度30分200メートルの点
- ウ カ(青森県下北郡佐井村大字佐井字矢越、矢越崎に設置した標柱)から真方位292度30分200メートルの点
- エ オから真方位292度30分100メートルの点
- オ 青森県下北郡佐井村大字長後字福浦、下ノ崎に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種区画漁業	あわび・ほや・ほたてがい垂下式養殖業、 こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森、字矢越、字磯谷、大字長後字長後及び字福浦
- (7) 条件 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

91 公示番号 東区第29号

- (1) 漁場の位置 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝地先
- (2) 漁場の区域 次の基点東区第31号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点東区第31号 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝、一ツ仏に設置した標柱
- ア 基点東区第31号から真方位292度30分400メートルの点
- イ ウから真方位292度30分300メートルの点
- ウ 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝小細間、下ノ崎に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種区画漁業	あわび・ほや・ほたてがい垂下式養殖業、こ んぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝
- (7) 条件 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

92 公示番号 東区第30号

- (1) 漁場の位置 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝地先
- (2) 漁場の区域 次の基点東区第32号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点東区第32号 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝ハマツブレに設置した標柱
- ア 基点東区第32号から真方位292度30分500メートルの点
- イ ウから真方位292度30分200メートルの点
- ウ 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝、焼山崎に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種区画漁業	あわび・ほや・ほたてがい垂下式養殖業、 こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝
- (7) 条件 ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
- ② アの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

93 公示番号 東区第31号

- (1) 漁場の位置 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森地先
 (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 ア 佐井漁港北防波堤陸側北東端から真方位200度235メートルの点
 イ アから真方位151度50メートルの点
 ウ イから真方位241度40メートルの点
 エ ウから真方位331度50メートルの点
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種区画漁業	かれい小害式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 (6) 関係地区 青森県下北郡佐井村
 (7) 条件 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

II 保全沿岸漁場に関する事項
 該当なし

III 類似漁業権以外の漁業権

東共第15号、東共第17号、東共第50号、東共第52号、東区第2号から第8号まで、東区第17号、東区第29号から東区第32号まで

94 公示番号 東区第32号

- (1) 漁場の位置 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森地先
 (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 ア 佐井漁港北防波堤陸側北東端から真方位223度327メートルの点
 イ アから真方位154度64メートルの点
 ウ イから真方位244度159メートルの点
 エ ウから真方位334度40メートルの点
 オ エから真方位64度40メートルの点
 カ オから真方位336度11メートルの点
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種区画漁業	かれい小害式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 (6) 関係地区 青森県下北郡佐井村
 (7) 条件 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。